

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市庁内体制

① 上山市中心市街地まちづくり推進会議の設置

本市の中心市街地のまちづくりに係る施策を企画調整し、総合的に推進するため、平成20年5月に上山市中心市街地まちづくり推進会議(事務局:商工課)を設置している。

ア 上山市中心市街地まちづくり推進会議名簿(平成29年度)

役 職	所属・役職
議 長	副市長
委 員	庶務課長
	市政戦略課長
	財政課長
	健康推進課長
	福祉事務所長
	商工課長
	観光課長
	農業夢づくり課長
	建設課長
	管理課長
	生涯学習課長
事務局員	庶務課 主幹
	市政戦略課 副主幹
	市政戦略課 主事
	財政課 副主幹
	健康推進課 副主幹
	福祉事務所 副主幹
	商工課 主幹
	商工課 主査
	観光課 副主幹
	農業夢づくり課 主幹
	建設課 主査
	管理課 副主幹
	生涯学習課 主幹

イ 開催経過

開催日	議事の概要等
平成 25 年 9 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について ・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の平成 25 年度の進捗状況について
平成 26 年 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の中間フォローアップについて ・ 中心市街地活性化基本計画事業の推進について
平成 28 年 2 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の一部変更申請について
平成 28 年 6 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の中間フォローアップについて ・ 中心市街地活性化基本計画事業の推進について
平成 28 年 10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中心市街地活性化基本計画の基本コンセプトについて
平成 29 年 4 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中心市街地活性化基本計画の素案（目標設定等）について
平成 29 年 5 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについて
平成 29 年 7 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中心市街地活性化基本計画の素案について ・ 各事業の内容確認について ・ 今後のスケジュールについて
平成 29 年 9 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中心市街地活性化基本計画の概要について

(2) 上山市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

時期	内容	
平成 24 年 12 月議会 一般質問	質問 概要	(1) 中心市街地の活性化に向けて ①小売業等を引き継ぐ者のための「商店の後継者支援事業」の創設について
	答弁 概要	・ 各個店の魅力向上、歴史・地域資源を活かした事業を組み合わせ、商業者や地域が一体になり、認定中心市街地活性化基本計画の具体的な事業を着実に実施し、中心市街地の活性化を図っていく。後継者支援については、商業者自らが中長期的なプランを立て、必要な既存の制度を活用して事業を進めていくべきものであり、市としても、商工会と連携しながらまちなかの賑わいづくりを進めていく。
平成 25 年 12 月議会 一般質問	質問 概要	(1) 外資系倉庫型商業施設進出に伴う諸課題への対応について ①今後の対応
	答弁 概要	・ 認定中心市街地活性化基本計画を着実に推進し、まちなかの賑わい創出につながるような新たな事業展開について検討し、活性化を図っていく。大規模小売店舗法に基づく説明会は、法に基づき設置者が開催することになるが、市においては、都市計画の用途変更に伴う全市民対象の説明会を実施し意見の聴取に

		努めていく。
平成 27 年 9 月議会 一般質問	質問 概要	(1) 二日町再開発ビルを活用した中心市街地活性化について ①市の関与の強化による再整備
	答弁 概要	・カミンの1・2階の大部分を所有する上山二日町ショッピングセンター協同組合の厳しい経営状況は認識しており、これまでも支援を行ってきた。同組合を取り巻く現状を踏まえると、基本的には自ら抜本的な改善計画を策定する必要がある、動向を注視しながら引き続き支援していく。カミンの具体的な機能等の見直しについては、関係機関を含め、議論を深めていく。
平成 28 年 6 月議会 一般質問	質問 概要	(1) 中心市街地の活性化について ①二日町再開発ビル再生の方向性
	答弁 概要	・カミンの具体的な機能等の見直しにあたっては、上山二日町ショッピングセンター協同組合の抜本的な経営改善が必要不可欠であり、そのための議論を続けてきたが、その道半ばで、自己破産に至った。現在、同組合が所有していた部分は、破産管財人の管理下にあるため、直ちに市が積極的に関与できるものではないが、カミン再生の方向性については、中心市街地活性化の重要な課題と捉えており、カミンがどのような機能を担うことが最適なのか、次期中心市街地活性化基本計画の策定をすすめる中で、関係団体等と協議していく。
	質問 概要	(1) 中心市街地の活性化・カミン対策の強化について ①高齢者の介護・福祉事業を進める宅老所の設置 ②屋内で子どもが遊べる施設の設置
	答弁 概要	・上山二日町ショッピングセンター協同組合の自己破産は、これまで支援してきた本市にとっても非常に残念なことであり、多くの市民が心配していることも認識している。今後のカミン対策は、中心市街地活性化の重要な課題と捉えており、カミンがどのような機能を担うことが最適なのか、次期中心市街地活性化基本計画の策定をすすめる中で、関係団体等と協議していく。
	質問 概要	(1) カミン再生への対応について ①高齢者のまちなか拠点としての活用 ②子ども・児童の屋内遊び場の整備
	答弁 概要	・上山二日町ショッピングセンター協同組合が所有していた1・2階の商業スペースは、破産管財人の管理下にあり、現在営業している店舗が今後も継続できるか否かについては、破産管財人の処分方針によるところである。カミン再生への対応については、中心市街地活性化の重要な課題と捉えており、カミンがどのような機能を担うことが最適なのか、次期中心市街地

		活性化基本計画の策定をすすめる中で、関係団体等と協議していく。
平成 28 年 12 月議会 一般質問	質問 概要	(1) カミン再整備の方向性について ①市民及び関係者の合意形成をどう図るか ②市民が行き交い、観光客も立ち寄る施設へ
	答弁 概要	・これまでカミン再生を図る上で、方向性について関係者を含めた協議を重ねてきた。市民の関心も高く、心配している人も多いことから、12月2日にプレスリリースを行い、カミン再生整備の方向性について広く周知を図った。さらに、次期中心市街地活性化基本計画策定をすすめる中で、中心市街地活性化協議会等での合意形成も図っていく。 ・カミン再生整備事業の方針及び概要については、12月2日に基本的な考え方を示したが、本市の地方創生実現のため、高齢者、現役・子育て世代、子どもたちの三世代が暮らし続けられるまちとしての拠点機能強化を図り、周辺商店街との連携による中心市街地の活性化につなげていくものである。
平成 28 年 12 月 議員研修会		・次期上山市中心市街地活性化基本計画の骨子（案）について説明
平成 29 年 3 月 一般質問	質問 概要	(1) 都市マスタープランの策定からみる市政のあり方について ①次期中心市街地活性化基本計画への影響
	答弁 概要	・まちづくりに関する基本的な考え方は、第7次上山市振興計画に基づく内容となり、次期中心市街地活性化基本計画を先行して策定しても整合性は確保され、影響はないものとする。
	質問 概要	(1) カミンの再生整備事業について ①三世代のニーズに即した生活支援拠点としての整備の方向性
	答弁 概要	・現在、次期中心市街地活性化基本計画の策定に向けて、市内商店の方と商店街の持つべき機能についても意見交換をしているところであり、食材等注文サービスセンターを設置するかどうかについては、ニーズの有無や採算性を踏まえた上で、民間事業者が判断すべきものとする。
平成 29 年 9 月 議員研修会		・上山市中心市街地活性化基本計画の概要について説明

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 上山市中心市街地活性化協議会の概要

上山市商工会、上山二日町再開発株式会社、上山市観光協会が設立発起人となり、上山市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、上山市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための調整を図り、もって上山市中心市街地の活性化及び地域経済の発展に資することを目的として、平成 20 年 8 月 7 日、上山市中心市街地活性化協議会を設立した。

(2) 協議会構成会員名簿（平成 29 年度）

※「法」：中心市街地の活性化に関する法律

No.	法令根拠	所 属	役職等
1	法 15 条 1 項 1 号	上山二日町再開発株式会社	代表取締役
2	法 15 条 1 項 2 号	上山市商工会	会長
3	法 15 条 4 項 2 号	上山市観光物産協会	会長
4	法 15 条 4 項 3 号	上山市	市長
5	法 15 条 4 項 2 号	石崎商店会	会長
6	法 15 条 4 項 2 号	駅前商店会	会長
7	法 15 条 4 項 2 号	新湯通り振興会	会長
8	法 15 条 4 項 2 号	新丁商店会	会長
9	法 15 条 4 項 2 号	矢来三丁目商店会	会長
10	法 15 条 4 項 2 号	山形農業協同組合	代表理事組合長
11	法 15 条 4 項 2 号	上山市金融協会（山形銀行上山支店長）	会長
12	法 15 条 4 項 2 号	上山青年会議所	理事長
13	法 15 条 4 項 2 号	かみのやま温泉旅館組合	組合長
14	法 15 条 4 項 2 号	上山市本庁地区会長会	会長
15	法 15 条 4 項 2 号	十日町地区景観・まちづくり協議会	会長
16	法 15 条 4 項 2 号	上山まちづくり塾	塾長
17	法 15 条 4 項 2 号	東日本旅客鉄道(株)山形駅	駅長
18	法 15 条 4 項 2 号	かみのやま温泉商店街振興会	会長
アドバイザー	法 15 条 7 項	山形県県土整備部	部長
	法 15 条 7 項	山形県商工労働部 商業・県産品振興課	課長

(2) 協議会開催状況

開催日	議事の概要等
平成 25 年 11 月 6 日 平成 25 年度通常総会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度事業報告並びに収支決算について ・平成 25 年度事業計画並びに収支予算について ・役員の変更について ・運営委員選任の同意について

平成 26 年 8 月 22 日 平成 26 年度通常総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の選任について ・ 運営委員の同意について ・ 平成 25 年度事業報告並びに収支決算について ・ 平成 26 年度事業計画並びに収支予算について ・ かみのやま温泉商店街振興会の協議会への会員加入について
平成 26 年 11 月 28 日 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会（一店逸品事業による中心市街地の賑わいづくり）
平成 27 年 8 月 4 日 平成 27 年度通常総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の選任について ・ 運営委員の同意について ・ 平成 26 年度事業報告並びに収支決算について ・ 平成 27 年度事業計画並びに収支予算について
平成 28 年 2 月 8 日 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上山市中心市街地活性化基本計画の一部変更申請について
平成 28 年 4 月 27 日 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度中間フォローアップについて ・ 次期中心市街地活性化基本計画策定の進め方について
平成 28 年 7 月 22 日 平成 28 年度通常総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員の同意について ・ 平成 27 年度事業報告並びに収支決算について ・ 平成 28 年度事業計画並びに収支予算について
平成 28 年 9 月 6 日 第 1 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化の調査研究に係る作業部会の設置 ・ 電子マネーカードの先進事例について
平成 28 年 10 月 31 日 第 2 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ カード事業の先進事例について
平成 28 年 11 月 28 日 第 3 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ カード導入に携わった事例紹介 ・ カード導入に取り組む目的や必要な機能等について
平成 29 年 1 月 11 日 第 4 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上山市で導入するカードについて ・ カード導入の条件について
平成 29 年 1 月 30 日 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化に寄与する研究（カード事業）の報告について ・ 次期中心市街地活性化基本計画の骨子（案）について
平成 29 年 5 月 12 日 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度通常総会提案事項について ・ 最終フォローアップについて ・ 次期中心市街地活性化基本計画の素案について
平成 29 年 9 月 14 日 平成 29 年度通常総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の改選について ・ 運営委員の同意について ・ 平成 28 年度事業報告並びに収支決算について ・ 平成 29 年度事業計画並びに収支予算について ・ 規約の一部改正について
平成 29 年 10 月 3 日 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上山市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について

(3) 協議会から提出された意見書

平成29年10月3日

上山市長 横 戸 長兵衛 様

上山市中心市街地活性化協議会
会長 伊藤 正志

上山市中心市街地活性化基本計画（案）に対する
意見書の提出について

平成29年9月29日付け商第121号で上山市より意見照会のありました「上山市中心市街地活性化基本計画（案）」について、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 上山市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

上山市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画（案）」という。）については、これまでの協議を踏まえたものであり、上山市の中心市街地を活性化させる計画として妥当であると判断し、その内容に同意するものであります。

つきましては、基本計画（案）の実現に向けて、官民が連携し各事業を推進するとともに、次の事項について十分ご配慮いただきたい。

(1) 拠点施設の集客を商店街へ波及させる仕組みづくり

カミン再生整備や駅前観光情報・交流施設整備による利用者及び観光客を商店街へ回遊させる取組みについて、商店街や関係団体等と一緒に推進していただきたい。

(2) 空き店舗・空き地の利活用の促進

中心市街地の賑わいを維持するために、空き店舗や空き地を活用しながら、飲食店等の不足業種の新規出店を誘導する取組みについて、商店街や関係団体等と一緒に推進していただきたい。

(3) 追加となる事業への柔軟な対応

今後、基本計画（案）に掲載されていない新たな事業が具現化された場合は、同計画への追加を行うなど柔軟な対応をお願いしたい。

(4) 協議会の規約

上山市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による中心市街地活性化協議会を設置することにより、上山市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための調整を図り、もって上山市中心市街地の活性化及び地域経済の発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、上山市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(公表の方法)

第3条 協議会の活動内容は、上山市の広報紙への掲載の他、協議会ホームページに掲載することにより公表する。

(活動)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 上山市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関して必要な事項について意見の提出を行うこと。
- (2) 認定基本計画に記載された特定民間中心市街地活性化事業を実施しようとする者が作成する事業計画に関し、法第40条第1項の規定により協議すること。
- (3) 中心市街地の活性化に関する次の調整を行うこと。
 - イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
 - ロ 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- (4) 協議会設立の趣旨に沿った次の事業の企画調整を行い、又は実施すること。
 - イ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究
 - ロ 中心市街地の活性化のための勉強会、研修会及び情報交換
 - ハ 協議会の会員及び地域に向けた情報の発信
 - ニ 中心市街地の活性化及び商業活性化のための催事
- (5) 前各号に定めるもののほか、中心市街地の活性化のために必要な活動を行うこと。

第2章 会員

(会員)

第5条 協議会の会員は、次の者をもって構成する。

- (1) 上山二日町再開発株式会社
- (2) 上山市商工会
- (3) 上山市観光物産協会
- (4) 上山市
- (5) かみのやま温泉商店街振興会
- (6) 法第15条第4項第1号及び第2号に該当する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、協議会において必要があると認める者

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により会長に申し込み、運営委員会の承諾を得なければならない。

2 前条第6号に該当する者であって協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよ

う協議会に申し出ることができる。この場合において、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(会費)

第7条 会費は、必要に応じ別途定める。

(脱会)

第8条 会員は、協議会を脱会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を脱会したものとみなす。

3 第6条第2項の申出により協議会の構成員となった者が、第5条第6号に規定する者でなくなったとき又はなくなったと協議会が認めるときは、協議会を脱会するものとする。

(抛出金品の不返還)

第9条 既に納入した会費その他の抛出金は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営委員 25名以内
- (4) 会計監事 2名

2 会長、副会長及び会計監事は、総会において会員の中から選任する。

3 運営委員は、個人会員又は会員たる団体の役職員の中から会長が指名し、総会の同意を得るものとする。

4 前項の運営委員は、団体の会員にあっては複数名を指名することができるものとする。

(役員職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 会計監事は、協議会の会計を監査し、その監査結果を総会に報告する。

4 運営委員は、運営委員会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第1節 総会

(総会)

第13条 総会は、年1回以上開催し、会長が招集する。

2 総会の招集は、少なくとも会日の1週間前までに、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

(総会決議事項)

第14条 この規約で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の設定、変更又は廃止
- (2) 活動計画及び収支予算の決定
- (3) 活動報告及び収支決算の承認
- (4) 前各号のほか運営委員会が必要と認める事項

(総会議事等)

第15条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

(議決権)

第 16 条 会員は、各々 1 個の議決権を有する。

2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(特別の議決)

第 17 条 次の事項は、総会において、その出席者の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

(1) 規約の設定、変更又は廃止

(2) 協議会の解散

第 2 節 運営委員会

(運営委員会)

第 18 条 運営委員会（以下「委員会」という。）は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。

(運営委員会の役割等)

第 19 条 委員会は、適宜開催し、この規約で別に定めるもののほか、次の活動を行う。

(1) 第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する事項の調整及び決定

(2) 総会において決定された活動計画の実施

(3) 総会に提案すべき事項の審議

(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項の決定

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員会は、会長が招集し、議長となる。

4 委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に、関係者又は専門家の出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会への報告)

第 20 条 委員会における決定事項及び活動状況は、毎年度の総会に報告しなければならない。

(協議結果の尊重)

第 21 条 会員は、委員会において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

第 3 節 作業部会

(作業部会の設置)

第 22 条 協議会は、その目的の実現のため委員会のほかに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会から付託された事項についての調査研究及び調整のための検討を行うものとする。

3 作業部会の委員は、会長が指名する運営委員及び関係者をもって充てる。

4 作業部会には、設置したそれぞれの作業部会毎に部会長 1 名及び副部会長 1 名を置く。

5 部会長及び副部会長は、それぞれの作業部会の委員の互選により選任する。

6 作業部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

7 作業部会における活動状況及び決定事項は、随時委員会に報告しなければならない。

(作業部会委員の任期)

第 23 条 作業部会の委員の任期は、次に掲げる各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 常時設置する必要があると認められる作業部会 2 年

(2) 前号以外の作業部会 委員会より付託された事項の活動が終了したとき

(準用規定)

第 24 条 第 19 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、作業部会について準用する。この場合において「委員会」とあるのは「作業部会」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務所及び事務局)

第25条 協議会は、事務所を上山市商工会に置き、同商工会職員が事務を処理する。

第6章 会計

(会計年度)

第26条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(協議会の財政)

第27条 協議会の収入は、負担金、会費、寄付金、補助金及びその他の収入とする。

2 前項の負担金は、総会で別に定める。

3 協議会の支出は、活動費及び協議会の運営に要する経費とする。

(特別賦課金)

第28条 協議会は、特定事業の実施に要する経費を支弁するため、総会の議決を経て特別賦課金を徴収することができる。

第7章 解散及び清算

(解散)

第29条 協議会は、第17条第2号の決議があった場合には、解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(雑則)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、委員会の議を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成20年8月7日から施行する。

2 第12条第1項の規定にかかわらず、協議会設立時の役員の任期は、設立した年度の会計の決算に関する総会の終結時までとする。

附 則

この規約は平成21年7月3日から施行する。

この規約は平成26年8月22日から施行する。

この規約は平成29年9月14日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔2〕地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、統計的データの把握・分析を記載。

②地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔3〕地域住民のニーズ等の把握・分析」において、市民アンケート調査に基づくニーズ等の把握・分析を記載。

③前期中心市街地活性化基本計画に基づく取組みの把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔4〕これまでの中心市街地活性化に対する取組（前計画）の検証」において、前計画に基づく取組みの把握・分析を記載。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①中心市街地活性化基本計画の計画案に対する市民意見募集

中心市街地の活性化を推進するためには、市民の理解と積極的な住民参加が必要不可欠であることから、計画案に対するパブリックコメントを実施した。

ア 期間：平成29年9月15日～29日（15日間）

イ 結果：提出件数0件（意見なし）

②地域住民等が中心となったまちづくりやイベント開催

各商店会が実施する商業祭や、ワイン等地域資源を活かしたイベントが定着し、年々活発となってきている。

<中心市街地におけるイベント開催状況>

イベント名	開催時期	開催場所	主催者	内容
十日町いろは市・春の陣	毎年6月	十日町商店街等	十日町地区景観・まちづくり協議会	100円商店街、スタンプラリー抽選会、ご当地グルメ等
十日町いろは市・冬の陣	毎年12月			現金つかみ取りスタンプラリー等
石崎かっぱ市	毎年7月	石崎商店街等	石崎商店会	スタンプラリー抽選会等
石崎かっぱ市 ビアパーティ				抽選会、バンド演奏等
駅前黄金市	毎年1回	駅前商店街等	駅前商店会	子どもお菓子釣り大会、バンド演奏等
1,000円商店街 共通大売出し	毎年12月	市内商店街等	かみのやま温泉 商店街振興会	年末大売出し
かみのやま3店 めぐり	毎年10～ 11月	市内	飲食店組合	スタンプラリー抽選会等

ワインバル	毎年 7 月	上山城周辺	ワインバル実行委員会	ワイナリーと飲食店出店、バンド演奏等
桜フェス	毎年 3 月	武家屋敷等	桜フェス実行委員会	啓翁桜のPR、フラワーパフォーマンス、花の展示・販売、ワークショップ、マルシェ等